

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額(注3) 金 , 千円

(注3) 消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額-消費税仕入控除税額=補助金額

3 補助事業の概要

- 別紙1 第1 (電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)の場合)
- 別紙1 第2 (携帯電話等エリア整備事業(賃借費)の場合)
- 別紙1 第3 (デジタルテレビ中継局整備事業の場合)
- 別紙1 第4 (辺地共聴施設整備事業の場合)
- 別紙1 第5 (暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)の場合)
- 別紙1 第6 (暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)の場合)
- 別紙1 第7 (暫定的難視聴対策事業の場合)
- 別紙1 第8 (デジタル受信相談・対策事業の場合)
- 別紙1 第9 (地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合)
- 別紙1 第10 (受信機器購入等対策事業費補助事業の場合)
- 別紙1 第11 (暫定的放送設備運用事業)
- 別紙1 第12 (民放ラジオ難聴解消支援事業の場合)
- 別紙1 第13 (公衆無線LAN環境整備支援事業の場合)

〔 4 年割額
5 有利子資金の借入先別借入金額及び利子率 〕(注4)

(注4)「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 添付資料

- (1) 対策事業に要する経費の見積書
- (2) 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を除く。)

別紙2

- (3) 無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書(電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合)
 - 電波遮へい対策事業(医療施設を対象とするもの)については、対象とする医療機関による
 - ① 必要な対策の措置(医療施設内での電波を管理する体制の整備、施設設置場所の提供等)について確認できるもの
 - ② 電波による医療機器への影響に関するリスクについての同意書
 - ③ 経費負担について確認できるもの
 - サービスエリアが該当する補足事項3(4)の各号に該当する地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面(携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業(賃借費)及び携帯電話等施設高度化事業(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)の場合)
 - 事業概要、整備計画期間、予定する財源の内訳、整備計画の評価に関する事項を内容とする整備計画(携帯電話等エリア整備事業(無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業)の場合)
 - 都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱(既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。)
 - 対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、
 - ① 当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの(注6)(注5)連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面
- (4) 災害救助法が適用された市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書その他災害により被害を受けたことが証明できる写真等(平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された地域において、災害により被害を受けた施設・設備に対する事業の場合(携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業又は辺地共聴施設整備事業に限る。))

補助事業の概要

都道府県名、市町村名又は無線通信事業者等名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名（地区名） （注1）	エリア内世帯数及び人口 （注2）

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）			事業費 （①+②）	財源内訳	
				都道府県補助金 ①	市町村の負担額 ②
経費区分	施設・設備費			(注3)	(注3)
	用地取得費・道路費			(注3)	(注3)
	合計			(注3)	(注3)

備考（注4）

- (注1) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。
- (注2) 携帯電話等エリア整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合に記載するものとする。
- (注3) 携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合に記載するものとする。
- (注4) 電波遮へい対策事業の場合、サービスエリアとなるトンネル等の通行量等又は医療施設の利用者数（在院患者数や外来患者数等）を、携帯電話等エリア整備事業の場合、補足事項3（4）の各号に該当する地域名及びサービスエリア内に観光地等の施設等又は道路等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等又は当該道路等の通行量を記載するものとする。

第2

補助事業の概要

無線通信事業者等名 代表者氏名	
伝送用専用線の区間	
契約予定時期*	

※ 光ファイバ等の賃借に係る契約の予定時期

提供される無線通信サービス名	無線通信サービス提供予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定）年月日
		市町村名（地区名）	エリア内世帯数及び人口	
			世帯人	

(千円)

収入		支出（事業費）	
財源内訳		経費区分	
補助金	交付（予定）額	賃借費（補助率）	
無線通信事業者等の負担額	予算額		
借入金			
自己資金			
小計			
合計			

備考（注）

添付図面

- (1) 事業に係る伝送用専用線の概要図
- (2) 事業により整備される無線通信サービスのエリア図

(注) 補足事項3（4）の各号に該当する地域名及びサービスエリア内に観光地等の施設等又は道路等を含む場合には当該施設等の年間の入込観光客数等又は当該道路等の通行量を記載するものとする。

第3

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名 代表者氏名	(注)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長名 」
と記載すること。

第4

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名（注1） 又は共聴組合名 代表者氏名（注3）	（注2）
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

（注1） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、市町村の場合に記載のこと。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長名

」

と記載すること。

（注3） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、共聴組合の場合に記載のこと。

第5

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
事業の別	<input type="checkbox"/> 有線テレビジョン放送 <input type="checkbox"/> 電気通信役務利用放送（有線役務利用放送）
許可・登録の番号及び年月日	
施設・設備の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

接続する共聴施設の名称	共聴施設の加入世帯数	利用予定サービス名（注）

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	

備考

(注) デジアナ変換により再放送される地上デジタルテレビ放送の局名を記載のこと。

添付書類

- (1) 設備の設計の概要図（ヘッドエンド系統図及び立面図の概略）
- (2) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

第6

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。 ・必要に応じ参考資料を添付のこと。
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額 (定額)		事業費
経費区分	労務費	
	諸経費	
	合計	

備考

添付書類

- (1) 申請者の定款又は寄附行為
- (2) 申請者の資産及び負債状況が明らかな資料
- (3) 補助事業の効果
- (4) 補助事業に関して収入が生じる場合、当該収入に関する資料

第7

補助事業の概要（注1、注2）

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。 ・必要に応じ参考資料を添付のこと。
開始予定日	
完了予定日	

（注1）暫定的難視聴対策事業のうち送信・利用者管理事業については以下の内訳を記載すること。
(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	業務委託費	
	事務費	
	合計	

（注2）暫定的難視聴対策事業のうち受信対策事業については以下の内訳を記載すること。
(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	受信設備整備・貸与事業費	
	事務費	
	合計	

備考

添付書類

- (1) 申請者の定款又は寄附行為
- (2) 申請者の資産及び負債状況が明らかな資料
- (3) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 補助事業の効果
- (5) 補助事業に関して収入が生じる場合、当該収入に関する資料
- (6) 送信・利用者管理事業に関する利用規程その他の実施規程案
- (7) 受信対策事業に関する実施規程・要綱その他の実施規程案

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。 ・必要に応じ参考資料を添付のこと。
開始予定日	
完了予定日	

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

(千円)

国庫補助金申請額 (定額)		事業費
経費区分	物品費	
	労務費	
	業務委託費	
	諸経費	
	合計	

(2) デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

国庫補助金申請額 (定額)		事業費
経費区分	助成費	
	事務費	
	合計	

備考

添付書類

- (1) 申請者の定款又は寄附行為
- (2) 申請者の資産及び負債状況が明らかな資料
- (3) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

- (4) 補助事業の効果
- (5) 補助事業に関して収入が生じる場合、当該収入に関する資料
- (6) 実施規程・要綱その他の実施規程案

第9

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。 ・必要に応じ参考資料を添付のこと。
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額 (定額)		事業費
経費区分	物品費	
	労務費	
	諸経費	
	合計	

備考

添付書類

- (1) 申請者の定款又は寄附行為
- (2) 申請者の資産及び負債状況が明らかな資料
- (3) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 補助事業の効果
- (5) 補助事業に関して収入が生じる場合、当該収入に関する資料

第10

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	(注)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額 (定額)		事業費
経費区分	助成費	
	事務費	
	合計	

備考

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者」
と記載すること。

添付書類

- (1) 申請者の定款又は寄附行為
- (2) 申請者の資産及び負債状況が明らかな資料
- (3) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 補助事業の効果
- (5) 補助事業に関して収入が生じる場合、当該収入に関する資料
- (6) 実施規程・要綱その他の実施規程案
- (7) 個人情報保護管理体制に関する規程

(注) 法人の連携主体の場合、(1)及び(2)については連携主体を構成するすべての法人について添付し、(7)については本事業において個人情報を取り扱うこととなるすべての法人について添付すること。

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費 × 補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	運用経費	
	合計	

備考

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」
と記載すること。

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名 代表者氏名	(注)
対策事業の別	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国波混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、
 「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表
 代表者」
 地方公共団体の連携主体にあつては、
 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
 市町村長名」
 と記載すること。

添付書類

- (1) 以下の事項を含む整備計画書
 - ・申請者の財政状況 (申請者が民間放送事業者の場合に限る。)、補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する放送局の放送区域における難聴の発生状況、当該中継局の整備における設備の共用に関する検討状況その他の大臣が別に定める資料
 - ・放送エリア図及び放送エリア内世帯数
 - ・補助事業のスケジュール (補助事業に必要な無線局免許に係るものを含む。)
- (2) 補助対象経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) その他参考となる資料

第13

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、第三セクター法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費 区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合 計	

備考 (注1)

(注1) 補足事項3 (4) の各号に該当する地域名。

添付書類

- (1) 事業の概念図及び整備計画
- (2) その他参考となる資料

工事概要書

対策事業を行う者の名称
 代表者氏名 印 (注1)

(注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
 「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
 代表者 印 」
 地方公共団体の連携主体にあつては、
 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
 市町村長 印 」
 と記載すること。

1 設置場所 (注2) 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地

(注2) 施設及び設備を設置する道路、トンネル又は医療施設に
 固有名称がある場合は、当該名称を付記する。

2 建設用地

(1) 敷地面積 (注3、4) 〇〇〇. 〇㎡

(2) 海拔高 (注4) 〇〇〇m

(3) 敷地の所有関係

購入

借地

既所有

県、市有地、その他 (具体的に) の別

主な借地条件 (借地料、借地期間等)

(4) 用地周辺の状況 (注4) 平地、山地の別

取付道路の必要の有無 (必要であればその長さ) 等

(5) 開発規制の状況 地目 〇〇〇

開発規制指定解除の必要の有無

(注3) 電波遮へい対策事業 (医療施設を対象とするもの) の場合は、対象とする医療施設の敷地面積、
 建物の構造等、延べ床面積、設備を設置する場所の名称等を記載すること。

3 施設の内容

(1) 建物の構造等 (注4) 〇〇〇〇造 〇階建

(2) 建築面積 (注4) 〇〇〇. 〇㎡

(3) 延べ床面積 (注4) 〇〇〇. 〇㎡

(4) 鉄塔の構造等 (注4) 〇〇〇〇型 高さ (地上高) 〇〇m

(5) ケーブルの長さ 〇〇〇m

(6) 中継増幅装置の数 〇台

(注4) 携帯電話等エリア整備事業のうち、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業の場合は記
 入を要しない。

4 実施計画

(1) 着手 (予定) 年月日 年 月 日

(2) 用地取得 (予定) 年月日 年 月 日

(3) 着工 (予定) 年月日 年 月 日

(4) 完了 (予定) 年月日 年 月 日

5 利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始 (予定) 年 月日

6 資金計画

(千円)

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付(予定)額	施設・設備費	
対策事業を行う者の負担額	予算額	用地取得費・道路費	
借入金			
自己資金			
その他() (注5)			
小計			
合計		合計	

(注5) 財源の内容を記入する。

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略) (携帯電話等エリア整備事業のうち、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。)
- (3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図 (携帯電話等エリア整備事業の場合)

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注1)

総務大臣 印 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

- (注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者」
- 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長」
- 法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業にあつては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 - 申請書に記載されたとおりとする。
 - 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13:公衆無線LAN環境整備支援事業)のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 , 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。(注3、注4、注5)
(千円)

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃借費	
物品費	
労務費	
業務委託費	

諸 経 費	
運 用 経 費	
合 計	

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。
送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付決定額
業務委託費	
事 務 費	
合 計	

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付決定額
受信設備整備・貸与事業費	
事 務 費	
合 計	

(注4) デジタル受信相談・対策事業の場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付決定額
助 成 費	
事 務 費	
合 計	

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付決定額
助 成 費	
事 務 費	
合 計	

〔 4 年割額 〕 (注6)

(注6) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り返すこと。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

補助事業の概要

都道府県名、市町村名又は無線通信事業者等名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (注1)	エリア内世帯数 (注2)

(千円)

国庫補助金交付決定額 (事業費×補助率)		事業費 (①+②)	財源内訳	
			都道府県補助金 ①	市町村の負担額 ②
経費区分	施設・設備費		(注3)	(注3)
	用地取得費・道路費		(注3)	(注3)
	合計		(注3)	(注3)

備考

- (注1) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。
(注2) 携帯電話等エリア整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合に記載するものとする。
(注3) 携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合に記載するものとする。

第2

補助事業の概要

無線通信事業者等名 代表者氏名	
伝送用専用線の区間	
契約予定時期※	

※ 光ファイバ等の賃借に係る契約の予定時期

提供される無線通信サービス名	無線通信サービス提供予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定）年月日
		市町村名（地区名）	エリア内世帯数及び人口	
			世帯人	

(千円)

国庫補助金交付決定額（事業費×補助率）	事業費
賃借費	

第3

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般 社団法人等名又は放送事業 者名 代表者氏名	(注)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金交付決定額 (事業費 × 補助率)		事業費
経 費 区 分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合 計	

備考

(注) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長名 」
と記載すること。

第4

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名（注1） 又は共聴組合名 代表者氏名（注3）	（注2）
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

（千円）

国庫補助金交付決定額（事業費 × 補助率）		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

（注1） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、市町村の場合に記載のこと。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長名

」

と記載すること。

（注3） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、共聴組合の場合に記載のこと。

第 5

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
事業の別	<input type="checkbox"/> 有線テレビジョン放送 <input type="checkbox"/> 電気通信役務利用放送（有線役務利用放送）
許可・登録の番号及び年月日	
施設・設備の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

接続する共聴施設の名称	共聴施設の加入世帯数	利用予定サービス名（注）

(千円)

国庫補助金交付決定額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	

備考

第6

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	労務費	
	諸経費	
	合計	

備考

第7

補助事業の概要（注1、注2）

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

（注1）暫定的難視聴対策事業のうち送信・利用者管理事業については以下の内訳を記載すること。

（千円）

国庫補助金交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	業務委託費	
	事務費	
	合計	

（注2）暫定的難視聴対策事業のうち受信対策事業については以下の内訳を記載すること。

（千円）

国庫補助金交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	受信設備整備・貸与事業費	
	事務費	
	合計	

備考	
----	--

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

(千円)

国庫補助金交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	物品費	
	労務費	
	業務委託費	
	諸経費	
	合計	

(2) デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

国庫補助金交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	助成費	
	事務費	
	合計	

備考

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	物品費	
	労務費	
	諸経費	
	合計	

備考

第10

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	(注)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	助成費	
	事務費	
	合計	

備考

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者」
と記載すること。

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	(注)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	運用経費	
	合計	

備考

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」
と記載すること。

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名 代表者氏名	(注)
対策事業の別	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国波混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、
 「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表
 代表者」
 地方公共団体の連携主体にあつては、
 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
 市町村長名」
 と記載すること。

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、第三セクター法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

別紙2

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを総務大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- (3) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、チューナーを調達する場合において、調達するチューナーの保証期間は少なくとも3年以上とするものとする。
- (4) 受信機器購入等対策事業費補助事業（受信料全額免除世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る工事を全国的に実施する必要があるとともに、工事後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、当該他の者に関し、工事実施時においては、その地域の実情に明るく、かつ、地域における地上デジタルテレビ放送の受信状況等に関する適切な知見を有することが要求されること、工事実施後においては、追加的な対応が必要となった場合等において工事の実施場所に近接していることにより迅速・円滑な対応を行えるようにすることが要求されること等にかんがみ、次の各号に定めるところによりこれを行わなければならない。ただし、これらの定めにより難い事由がある場合は、この限りでない。
 - ① 地域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、都道府県の全部又は一部の区域を指定して行うものとする。
 - ② 上記①の規定により都道府県の全部又は一部の区域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う都道府県の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者又は全ての構成員が当該者である共同企業体に実施させるものとする。
 - ③ 補助事業者又は補助事業者が指定した地域において工事を実施する者が、個々の受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う場所の存する市町村の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者に実施させるものとする。また、地域の実情に精通した者の活用について、十分に配慮すること。
- (5) 受信機器購入等対策事業費補助事業（市町村民税非課税世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る支援を全国的に実施する必要があるとともに、支援後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、迅速かつ円滑に事業を実施することが社会的に求められていること等にかんがみ、当該期限までに支援を滞りなく実施するために必要な数量のチューナーを確保するものとする。
- (6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (7) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (9) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (10) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (11) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (12) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(14)及び(15)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- (14) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (15) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条第1項に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。
- ① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のもの（ただし、受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第19条第1項（1）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - ② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - ③ 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
 - ④ 受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者は、受信機器購入等対策事業費補助事業を行う法人を通じてチューナーの設置又は受信アンテナの設置若しくは改良を行うこと。
 - ⑤ 辺地共聴施設整備事業、デジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業又は受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を補助事業者に納付させることがあること。
- (17) 補助事業者は、(16)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (18) 補助事業者は、(16)②により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (19) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (20) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。
- (21) デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。
- (22) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が交付要綱第9条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
- 一 契約者
 - 二 契約年月日
 - 三 契約の方法
 - 四 契約の内容

(注) 辺地共聴施設整備事業の場合は、「大臣」とあるのを「管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長」に読み替える。

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請(平成 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容 (注3、注4、注5)

(千円)

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	賃借費		
	物品費		
	労務費		
	業務委託費		
	諸経費		
	運用経費		
	合計		

(注3) 暫定的難視聴対策事業の一部を変更する場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

内容			
経費の配分	業務委託費		
	事務費		
	合計		

受信対策事業

(千円)

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	受信設備整備・貸与事業費		
	事務費		
	合計		

(注4) デジタル受信相談・対策事業の一部を変更する場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。なお、助成費の変更に係る申請の場合は別紙を添付すること。
デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	助成費		
	事務費		
	合計		

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の一部を変更する場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	助成費		
	事務費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ， 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

〔 6 年割額 〕(注6)

(注6)「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載すること。

補助事業の対象となる事業の概要

1 デジタル混信対策事業

(千円)

デジタル混信対策事業の実施主体	デジタル混信対策事業の概要	デジタル混信対策事業の実施（工事）期間		デジタル混信対策事業費（総額）	デジタル混信対策事業費（助成費）（注）	助成率（補助率）
		始期	終期			
合計						—

2 受信障害対策共聴施設整備事業

(千円)

受信障害対策共聴施設整備事業の実施主体	受信障害対策共聴施設整備事業の概要	受信障害対策共聴施設整備事業の実施（工事）期間		受信障害対策共聴施設整備事業費（総額）	受信障害対策共聴施設整備事業費（助成費）（注）	助成率（補助率）
		始期	終期			
合計						—

3 共同住宅共聴施設整備事業

(千円)

共同住宅共聴施設整備事業の実施主体	共同住宅共聴施設整備事業の概要	共同住宅共聴施設整備事業の実施（工事）期間		共同住宅共聴施設整備事業費（総額）	共同住宅共聴施設整備事業費（助成費）（注）	助成率（補助率）
		始期	終期			
合計						—

4 新たな難視対策事業

(千円)

新たな難視対策事業の実施主体	新たな難視対策事業の概要	新たな難視対策事業の実施（工事）期間		新たな難視対策事業費（総額）	新たな難視対策事業費（助成費）（注）	助成率（補助率）
		始期	終期			
合計						—

5 デジタル放送用周波数再編対策事業

(千円)

デジタル放送 用周波数再編 対策事業の実 施主体	デジタル放送 用周波数再編 対策事業の概 要	デジタル放送用周波数再 編対策事業の実施（工 事）期間		デジタル放送用 周波数再編対策 事業費（総額）	デジタル放送用 周波数再編対策 事業費（助成 費） （注）	助成 率 （補 助 率）
		始期	終期			
合 計						—

（注）助成費の合計額を記載すること。

6 添付書類

別表1に掲げる助成費の各経費区分ごとの額を記載した資料

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。

（注1）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 」

と記載すること。

（注2）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業）のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。
（本変更承認前の交付決定額は、 金 ， 千円）

3 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5）

（千円）

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
賃借費		
物品費		
労務費		

業務委託費		
諸経費		
運用経費		
合計		

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
業務委託費		
事務費		
合計		

受信対策事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
受信設備整備・貸与事業費		
事務費		
合計		

(注4) デジタル受信相談・対策事業の場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
助成費		
事務費		
合計		

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
助成費 (施設・設備費)		
事務費		
合計		

〔 4 年割額 〕 (注6)

(注6) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り返すこと。

4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

補助事業の概要

都道府県名、市町村名又は 無線通信事業者等名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	
		市町村名 (注1)	エリア内世帯数 (注2)

(千円)

	国庫補助金変更承認交付決定額 (事業費×補助率)	事業費 (①+②)	財源内訳	
			都道府県補助金①	市町村の負担額②
経費区分	施設・設備費		(注3)	(注3)
	用地取得費・道路費		(注3)	(注3)
	合 計		(注3)	(注3)

備考

- (注1) 携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。
(注2) 携帯電話等エリア整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合に記載するものとする。
(注3) 携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合に記載するものとする。

第2

補助事業の概要

無線通信事業者等名 代表者氏名	
伝送用専用線の区間	
契約予定時期※	

※ 光ファイバ等の賃借に係る契約の予定時期

提供される無線通信サービス名	無線通信サービス提供予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定）年月日
		市町村名（地区名）	エリア内世帯数及び人口	
			世帯人	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）	事業費
賃借費	

第3

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名 代表者氏名	(注1)
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合 計	

備考

(注1) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長名」
と記載すること。

第4

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名（注1） 又は共聴組合名 代表者氏名（注3）	（注2）
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

（千円）

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

（注1） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、市町村の場合に記載のこと。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長名

」

と記載すること。

（注3） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、共聴組合の場合に記載のこと。

第 5

補助事業の概要

法人名 代表者名	
事業の別	<input type="checkbox"/> 有線テレビジョン放送 <input type="checkbox"/> 電気通信役務利用放送（有線役務利用放送）
許可・登録の番号及び年月日	
施設・設備の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

接続する共聴施設の名称	共聴施設の加入世帯数	利用予定サービス名

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	

備 考

第6

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額（定額）		事業費
経費区分	労 務 費	
	諸 経 費	
	合 計	

備 考

第7

補助事業の概要（注1、注2）

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

（注1）暫定的難視聴対策事業のうち送信・利用者管理事業については以下の内訳を記載すること。

（千円）

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	業務委託費	
	事務費	
	合計	

（注2）暫定的難視聴対策事業のうち受信対策事業については以下の内訳を記載すること。

（千円）

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	受信設備整備・貸与事業費	
	事務費	
	合計	

備考

--

第8

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	物品費	
	労務費	
	業務委託費	
	諸経費	
	合計	

(2) デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	助成費	
	事務費	
	合計	

備考

第9

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	物品費	
	労務費	
	諸経費	
	合計	

備考

第10

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	(注)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	助成費	
	事務費	
	合計	

備考

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者」
と記載すること。

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	(注)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	運用経費	
	合計	

備考

(注) 法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」
と記載すること。

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名 代表者氏名	(注)
対策事業の別	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国波混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、
 「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表
 代表者」
 地方公共団体の連携主体にあつては、
 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
 市町村長名」
 と記載すること。

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、第三セクター法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを総務大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- (3) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、チューナーを調達する場合において、調達するチューナーの保証期間は少なくとも3年以上とするものとする。
- (4) 受信機器購入等対策事業費補助事業（受信料全額免除世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る工事を全国的に実施する必要があるとともに、工事後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、当該他の者に関し、工事実施時においては、その地域の実情に明るく、かつ、地域における地上デジタルテレビ放送の受信状況等に関する適切な知見を有することが要求されること、工事実施後においては、追加的な対応が必要となった場合等において工事の実施場所に近接していることにより迅速・円滑な対応を行えるようにすることが要求されること等にかんがみ、次の各号に定めるところによりこれを行わなければならない。ただし、これらの定めにより難い事由がある場合は、この限りでない。
 - ① 地域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、都道府県の全部又は一部の区域を指定して行うものとする。
 - ② 上記①の規定により都道府県の全部又は一部の区域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う都道府県の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者又は全ての構成員が当該者である共同企業体に実施させるものとする。
 - ③ 補助事業者又は補助事業者が指定した地域において工事を実施する者が、個々の受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う場所の存する市町村の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者に実施させるものとする。また、地域の実情に精通した者の活用について、十分に配慮すること。
- (5) 受信機器購入等対策事業費補助事業（市町村民税非課税世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る支援を全国的に実施する必要があるとともに、支援後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、迅速かつ円滑に事業を実施することが社会的に求められていること等にかんがみ、当該期限までに支援を滞りなく実施するために必要な数量のチューナーを確保するものとする。
- (6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (7) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (9) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (10) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (11) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (12) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(14)及び(15)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- い（交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (14) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (15) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条第1項に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。
- ① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のもの（ただし、受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第19条第1項（1）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - ② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - ③ 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
 - ④ 受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者は、受信機器購入等対策事業費補助事業を行う法人を通じてチューナーの設置又は受信アンテナの設置若しくは改良を行うこと。
 - ⑤ 辺地共聴施設整備事業、デジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業又は受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を補助事業者に納付させることがあること。
- (17) 補助事業者は、(16)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (18) 補助事業者は、(16)②により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (19) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (20) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。
- (21) デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。
- (22) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が交付要綱第9条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
- 一 契約者
 - 二 契約年月日
 - 三 契約の方法
 - 四 契約の内容

（注）辺地共聴施設整備事業の場合は、「大臣」とあるのを「管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長」に読み替える。

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止（廃止）したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳（注3、注4、注5）

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
賃借費			
物品費			
労務費			
業務委託費			
諸経費			
運用経費			
合計			

（注3）暫定的難視聴対策事業の一部を中止（廃止）する場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
業務委託費			

事務費			
合計			

受信対策事業

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
受信設備整備・貸与事業費			
事務費			
合計			

(注4) デジタル受信相談・対策事業の一部を中止(廃止)する場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
助成費			
事務費			
合計			

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の一部を中止(廃止)する場合は、以下の内訳を記載すること。
(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
助成費			
事務費			
合計			

3 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。(注3、注4、注5)

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
賃借費					
物品費					
労務費					
業務委託費					
諸経費					
運用経費					
合 計					

(注3) 暫定的難視聴対策事業について報告する場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
業務委託費					
事務費					
合 計					

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
受信設備整備・貸与 事業費					
事務費					
合 計					

(注4) デジタル受信相談・対策事業について報告する場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
助成費					
事務費					
合 計					

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業について報告する場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
助成費					
事務費					
合 計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業に係る資金借入報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る交付対象事業について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 借入先

- 2 借入金額

- 3 借入金利（変動、固定の別を含む。）

- 4 借入期間

- 5 その他の借入条件

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
都道府県補助金（注3）			
うち国庫補助金			

2 事業の実施状況（注4）

市町村名・代表者名（注3）	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

3 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定） 年月日
		市町村名 (注5)	エリア内世帯数 (注5)	

（注3）携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業の場合に記載するものとする。

- (注4) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。
- (注5) 携帯電話等エリア整備事業の場合、「市町村名」とあるのは「市町村名（地区名）」と、「エリア内世帯数」とあるのは「エリア内世帯数及び人口数」と読み替えるものとする。ただし、携帯電話等エリア整備事業のうち、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業の場合は「エリア内世帯数及び人口数」の記入を要しない。

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	都道府県、市町村又は 一般社団法人等の負担額	予 算 額	
借 入 金			
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他（ ） (注6)			
小 計			
合 計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額（支出額合計）
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注6) 財源の内容を記入する。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ， 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

補助事業の概要	
施設の設置場所	
着 工 日	
完 了 日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
自 己 資 金			
その他 () (注2)			
小 計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)

施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注2) 財源の内容を記入する。

- 4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

総務大臣 殿

無線通信事業者等の住所、名称及び
その代表者の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

伝送用専用線の区間	
契 約 日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 サービス提供見込み

提供される無線通 信サービス名	無線通信サービス 提供予定事業者名	サービスエリア		サービス開始(予定) 年月日
		市町村名 (地区名)	エリア内世帯数及 び人口	
			世帯 人	

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
無線通信事業者等の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他() (注2)			
小 計			

合 計			
-----	--	--	--

(注2) 財源の内容を記入する。

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支 出 額 合 計)
賃 借 費		

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 賃借に係る契約書の写し
- (2) 事業に係る伝送用専用線の概要図

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名

印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況（注1）

事業内容	
開始日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表（注2、注3）

(円)

取 入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
法人の負担額	予算額		実績額
借入金			
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（ ）（注4）			
小 計			
合 計			

(注2) 暫定的難視聴対策事業のうち送信・利用者管理事業については以下の内訳を記載すること。

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
業務委託費		
事 務 費		
合 計		

(注3) 暫定的難視聴対策事業のうち受信対策事業については以下の内訳を記載すること。

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
受信設備整備・貸与事業費		
事 務 費		
合 計		

(注4) 財源の内容を記入する。

{	4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間	}	(注5)
	5 有利子資金の返済計画		

(注5) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

6 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

7 添付書類
経費支出に係る請求書又は同領収書の写し

総務大臣 殿

法人の住所、名称
及びその代表者の氏名

印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況（注1）

事業内容	
開始日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

(円)

支 出		
経 費 区 分	予算額	実績額（支出額合計）
物 品 費		
労 務 費		
業務委託費		

諸 経 費		
合 計		

(2) デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業
(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
助 成 費		
事 務 費		
合 計		

- (4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間
 5 有利子資金の返済計画) (注2)

(注2) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
 (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

総務大臣 殿

法人の住所、名称
及びその代表者の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況（注1）

事業内容	
開始日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
法人の負担額	予 算 額		実 績 額
借入金			
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（ ） (注3)			
小 計			
合 計			

(注3) 財源の内容を記入する。

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
施設・設備費		
物 品 費		
運 用 経 費		
労 務 費		
諸 経 費		
合 計		

4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間

5 有利子資金の返済計画

(注2)

(注2) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ， 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適格が確認できる資料その他関係書類
- (3) 当該施設等の完成写真（施設・設備費に係る部分に限る。）

総務大臣 殿

法人の住所、名称
及びその代表者の氏名(注1) 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況（注2）

事業内容	
開始日	
完了日	

（注2）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

(円)

支 出		
経費区分	予 算 額	実績額（支出額合計）
助 成 費		

事 務 費		
合 計		

- {

 4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間
 5 有利子資金の返済計画

} (注3)

(注3) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

- 4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

法人の名称及びその 殿
代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第14条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

（注1）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印 」

と記載すること。

（注2）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の確定額は、 金 ， 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5）

（千円）

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃借費	
物品費	
労務費	
業務委託費	
諸経費	
運用経費	
合計	

（注3）暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

（千円）

経費区分	交付確定額

業務委託費	
事務費	
合計	

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付確定額
受信設備整備・貸与事業費	
事務費	
合計	

(注4) デジタル受信相談・対策事業については、地上デジタルテレビ放送普及促進事業のほか以下の事業についても記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付確定額
助成費	
事務費	
合計	

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業については、以下について記載すること。

(千円)

経費区分	交付確定額
助成費	
事務費	
合計	

〔3 年割額〕(注6)

(注6) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

3 返還額

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金精算 (概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払 (第 回概算払) を受けたので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求 (返還) します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 請求 (返還) 金額 金 , 千円也

2 内 訳

(国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合) (注3、注4、注5、注6)

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求 (返還) 額 ①-②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				
合計				

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求 (返還) 額

				①-②
業務委託費				
事務費				
合計				

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求(返還)額 ①-②
受信設備整備・貸与事業費				
事務費				
合計				

(注4) デジタル受信相談・対策事業については、地上デジタルテレビ放送普及促進事業のほか以下の事業についても記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求(返還)額 ①-②
助成費				
事務費				
合計				

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求(返還)額 ①-②
助成費				
事務費				
合計				

(注6) 負の金額には△印を付すこと。

(国庫債務負担行為に係る補助金の精算払の場合)(注7、注8、注9、注10)

(千円)

経費区分	交付決定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				
合計				

(注7) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
業務委託費				
事務費				
合計				

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
受信設備整備・貸与事業費				
事務費				
合計				

(注8) デジタル受信相談・対策事業については、地上デジタルテレビ放送普及促進事業のほか以下の事業についても記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
助成費				
事務費				
合計				

(注9) 受信機器購入等対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
助成費				
事務費				
合計				

(注10) 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合) (注11、注12、注13)

(千円)

経費区分	交付決定額①	前回までの概算払受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				

合 計				
-----	--	--	--	--

(注1 1) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
業務委託費				
事 務 費				
合 計				

受信対策事業

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
受信設備整備・貸与事 業費				
事 務 費				
合 計				

(注1 2) デジタル受信相談・対策事業については、地上デジタルテレビ放送普及促進事業のほか以下の事業についても記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算 払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
助 成 費				
事 務 費				
合 計				

(注1 3) 受信機器購入等対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
助 成 費				
事 務 費				
合 計				

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 補助金額 (交付要綱第14条による額の確定額) | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2) | 円 |

(注3) 別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認申請届出書

平成 年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

(1) 施設又は設備の名称

(2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称

(3) 施設の所在地

(4) 事業費

(ア) 国庫補助金

(イ) 一般社団法人等負担金

(ウ) 特定地上基幹放送事業者負担金又は基幹放送局提供事業者負担金

(エ) 都道府県負担金

- (オ) 市町村負担金
- (カ) 共聴組合負担金
- (キ) その他法人等負担金

4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方 (注3)

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間 (注3)

(4) 処分の条件 (注3)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年総官会第790号)に定める額を記入する。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日 (注3)

(注3) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

6 添付書類

市町村から都道府県に対する承認申請・届出書の写し(間接補助事業の場合に限る。)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事の氏名 印

無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書

無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分の包括承認を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 包括承認を受けたい処分の内容
- 2 包括承認を受けたい理由
- 3 包括承認の開始日

（注）「本届出書を総務大臣が受理した日」、「平成〇年4月1日」など届出日以降の日を記載するものとする。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

都道府県知事の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等に係る包括承認届出書に関する報告書

無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書（平成 年 月 日付 第 号）に基づく平成 年度の処分について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業年度 (注1)	市町村名 (地区名) (注2)	施設の名称 (注3)	処分の相手方 (注4)	処分の内容 (注5)	処分の理由 (注6)	処分の条件 (注7)

(注1) 携帯電話等エリア整備事業（携帯電話等施設整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業を除く。）に限る。）により、事業を実施した会計年度を記入する。

(注2) 処分を行った市町村名及び地区名を記入する。

(注3) 「〇〇基地局」など施設の名称を記入する。

(注4) 「携帯電話事業者名」など処分の相手方を記入する。

(注5) 取得財産の目的外利用、交換又は廃棄の別を記入する。

(注6) LTE（3.9G）サービス導入に伴う無線設備の追加、交換、廃棄の場合は「LTE化」、LTE-A（4G）サービス導入に伴う無線設備の撤去、設置の場合は「LTE-A化」など新たな無線通信の追加又は交換であることが分かるように記入する。

(注7) 「無償」など処分の条件を記入する。